

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

日本の社会保障制度における社会的包摂
(ソーシャル・インクルージョン) 効果の研究

平成17年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 阿部 彩

平成18(2006)年3月

参加研究者名簿

- 主任研究者： 阿部 彩 （国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長）
- 分担研究者： 後藤 玲子（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授）
- 大石 亜希子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第2室長）
- 西村 幸満（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第2室長）
- 菊地 英明（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第2室研究員）
- 研究協力者： 府川哲夫（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長）
- 小塩隆士（神戸大学教授）
- 稲田七海（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部客員研究員）

目 次

I. 平成 17 年度総括研究報告

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果
の研究

..... 阿部 彩 3

II. 平成 17 年度分担研究報告

1. 日本における社会的排除指標の作成

(分担研究報告書)

..... 阿部 彩 13

(論文)「社会生活に関する実態調査」実施状況

..... 阿部 彩 17

(資料)「社会生活に関する実態調査」調査票

(論文)「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」

..... 阿部 彩 41

(コメント) 阿部論文に対するコメント

..... 平岡公一 59

(コメント) 阿部論文に対するコメント

..... 柴田謙二 60

(分担研究報告書)

..... 菊地英明 61

(論文)「社会的排除—包摂とは何か？概念整理の試み」

..... 菊地英明 65

(コメント) 菊地論文に対するコメント

..... 布川日左史 79

(コメント) 菊地論文に対するコメント

..... 阿部 彩 81

(分担研究報告書)

..... 後藤玲子 85

2. 社会保障制度による社会的包摂効果の計測 (分担研究報告書)	
..... 大石亜希子	93
(論文)「児童扶養手当と母子世帯の母親の就業」	
..... 大石亜希子	97
(論文)「配偶者控除・配偶者特別控除の分配的帰着－コーホートの視点から－」	
..... 大石亜希子	111
(論文)「1980～90年代における所得格差と再分配」	
..... 小塩隆士	133
(論文)「1980～2000年代の貧困率の推移と要因分析」	
..... 阿部 彩	169
(論文)「所得再分配調査でみる格差の実態：1987～2002年調査」	
..... 府川哲夫	187
(論文)“Social Security and Well-Being of Elderly in Japan”	
..... 小塩隆士	199
3. (分担研究報告書) 被排除者をめぐる既存の定性・定量調査の再検討 (分担研究報告書)	
..... 西村幸満	233
(論文)「若年期の相対的地位の低下－相対的剥奪指標と格差指標を使って－」	
..... 西村幸満	237
(論文)「あいりん地区における生活保護受給者の自立支援－路上から居宅への移行プロセスから－」	
..... 稲田七海	255
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	271
IV. 資料	279
1. 平成17年度活動報告	281
2. 研究会配付資料他	
3. (論文英訳)“Empirical Analysis of Relative Deprivation and Poverty in Japan”, ...	303
Aya Abe	
4. (論文英訳)“Economic status and Social Security System for Single-mother ...	339
Households”, Aya Abe & Akiko Oishi	

1. 平成 17 年度 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

総括研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

主任研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本年度は、社会的排除またはその複合的現象の一端を表す指標として、相対的剥奪、相対的貧困、所得格差を用いた分析が行われ、これらの実態、時系列的推移、および我が国の社会保障制度が発揮してきた効果を「社会的包摂」の観点から検証した。また、これらの指標の欠点・利点を洗い出し、社会的排除により適切な指標の開発を目的とした基礎データ構築のために、『社会生活に関する実態調査』を実施した。相対的貧困と所得格差の分析では、貧困率や不平等度の上昇があらためて確認され、特に若者における社会的剥奪のリスクの上昇が指摘された。社会的排除概念の原型ともいえる相対的剥奪の分析では、複数の次元の functioning（具体的には、食、衣、医、住、社会生活、保障）を考慮し、個人の嗜好と強制された欠如を明確に区別することで、相対的剥奪指標を社会的排除により近い概念に精錬した。『社会生活に関する実態調査』は、金銭的な理由のみならず、あらゆる理由による強制された欠如を調査概念とし、排除する側、そして、排除する理由をも視野にいった調査である。換言すれば、被排除の状況を調べるのみではなく、排除する側が何なのか、どのような理由で排除するのか、といった観点をも含める調査内容となっている。調査結果の分析は、来年度を待つことになるが、本調査の分析によって、日本における社会的排除のプロセスが少なからず明らかになることが期待される。

分担研究者

大石亜希子 国立社会保障・人口
問題研究所 室長
菊地英明 同上、研究員
後藤玲子 立命館大学 教授
西村幸満 国立社会保障・人口問
題研究所 室長

ョン）」概念を確立し、社会保障制度の企画立案に係る政策評価指標として活用する可能性を探るものである。本年度は、社会的排除またはその複合的現象の一端を表す指標として、相対的剥奪、相対的貧困、所得格差を用いた分析が行われ、これらの実態、時系列的推移、および我が国の社会保障制度が発揮してきた効果を「社会的包摂」の観点から検証した。また、これら既存の指標の利点・欠点を洗い出し、社会的排除により適切な指標の開発を目的とした基礎データ構築のために『社会生活に関する実態

A. 研究目的

本研究の目的は、我が国において「社会的排除と包摂（ソーシャル・インクルージ

調査』の調査設計および実施を行った。

B. 研究方法

社会的排除の指標作成に向けた作業は以下の通りである。まず、社会的排除の理論的原型ともいえるタウンゼンド(1979)の相対的剥奪の実証分析を行った(阿部論文1)。本論文は、統計的な相対的貧困基準や、生活保護制度の最低生活費を貧困基準とする従来の貧困分析の欠点を明らかにし、社会的排除により近い貧困基準であるタウンゼンド(1979)の相対的剥奪概念を用いて、そのリスク・グループの確定、剥奪と指標の関係の分析、剥奪の要因分析を行った。相対的剥奪は1次元ではなく、複数の次元における欠如(＝剥奪)を考慮する概念であるため、社会的排除のStaticな指標と捉えることもできる。また、所得や消費などは生活水準を間接的に表す指標であるのに対し、相対的剥奪は、当該世帯が享受している生活様式を直接に測定する点で人々の直感的な貧困概念に訴えやすい。さらに、OECD研究者と意見交換・研究協力し、5つの次元(「基本的人間ニーズ」、「耐久財の所有」、「居住環境」、「基本的社会活動」、「金銭的ストレス」)における剥奪(欠如)の状況について日本とOECD諸国を比較した。

次に、外国における社会的排除概念の整理として、特にイギリスに着目し、現在及び過去に見られた社会的排除—包摂をめぐる、諸言説・学説を収集し、それらの意味を分類するとともに、成立・展開過程について詳述した(菊地論文)。

次に、厚生労働省『所得再分配調査』を用いて、相対的貧困、所得格差などの従来の指標を使用して、その実態および社会保障制度による社会的包摂効果を測定した。

最後に、被排除者の典型例である、若者と野宿者(ホームレス)について、排除の状況と排除にいたるまでのプロセスに着目

した分析を行った。西村論文は、若年層に広がる経済的格差の確認を Gini 係数、Atkinson 指数、Sen の Welfare Index など、また、社会的な格差の確認を相対的剥奪指標を用いておこなった。また、稲田論文は、大阪・あいりん地区(釜ヶ崎)を研究対象地とし、2001年から2005年にかけて実施した非構造的インタビューによるヒアリングデータ、ならびに2002年に実施された既存調査結果をもとに、野宿生活から生活保護受給までのプロセスを詳述した。

これらの研究成果を基に、本年度は、「社会生活に関する実態調査」と題する調査の設計および実施を行った。調査の目的・内容の精緻化、分析方法の検討、調査地の選定、調査地自治体からのヒアリング、調査会社の選定、調査表の設計は、本研究のチーム・メンバーによる研究会によって1年をかけて行われた。その結果、首都圏のA自治体において成人男女1,600人を対象とした調査が、2月上旬から3月下旬にかけて留置方式によって行われた。

(倫理面への配慮)

データの扱いにおいては、個人情報が出漏りしないように細心の注意を払うこととした。

C. 研究成果

第一に挙げるべき本年度の成果は、「社会生活に関する実態調査」の調査票設計、調査対象者の選定、そして実際の調査の実施である。本調査の結果の分析は、平成18年度に行われる。調査関連以外の、研究成果は以下の通りである。

阿部論文は、日本において複数次元の項目を考慮した相対的剥奪指標を用いて、社会的排除のリスク・グループとして若者お

よび「標準的なライフコースからの逸脱者」が認識された。剥奪指標は、20代でもっとも高く、その後減少するが、60代になって再度上昇する。しかし、高齢者と若年者の剥奪の深さと頻度をみると、両者において若者のほうが深刻であり、また、同じ所得であっても若者のほうが高く・深く剥奪状況にある。中年期において無配偶状況にある人々、母子世帯、傷病者をかかえる世帯などが特に高いリスク・グループと判定された。さらに、剥奪指標と所得の関係を調べると、世帯所得が400～500万円以下の世帯において剥奪指標が急増することから、日本においても閾値が存在することがわかった。

菊地論文は、イギリスで展開された「社会的排除」の政策的導入が、特定の人々が直面する苦境が根本的には彼らが内面化した逸脱的な文化（学校での成功・勤勉な態度を重んじない、等）に起因すると解釈されたことを指摘する。その結果、展開された政策は、彼らをそのようなコミュニティや環境から隔離するものであった。しかし、1997年に成立したブレア政権は、福祉的介入によってコミュニティ内部の社会関係が弱体化し、その結果として貧困や失業が深刻化する悪循環の過程を「社会的排除」ととらえ、コミュニティの再生を通して人々が就労・自立する過程を「社会的包摂」ととらえた。

小塩論文、府川論文、阿部論文では、1980年代から2000年代にかけての、所得格差および貧困率の上昇が確認された。この上昇の多くは、人口高齢化や世帯規模の縮小といった人口動態的な要因で説明できるものの、貧困率については、市場所得における貧困率の悪化が大きく寄与している。また、社会保障制度は、高齢者・母子世帯の貧困削減に効果をもつが、壮年者・子どもについては殆ど効果がないことがわかった。

大石論文は、2002年の児童扶養手当改革は、手取り所得の逆転現象の解消という面では評価できるが、留保賃金には何ら影響を与えないので母子世帯の母親の就労を促進する効果は期待できないとした。

西村論文では、若年層の経済的格差の拡大が年齢コホートごとに一とくに30代に急激に拡大することを確認した。またこの格差の拡大が正規雇用ではなく、非正規の拡大によって生じていることを見いだした。

稲田論文では、野宿生活から居宅保護受給の移行プロセスには、大阪市における生活保護制度運用の変化が影響していることを確認した。

D. 考察

本研究で、これまでに用いられた社会的排除またはその複合的現象の一端を表す指標として用いられたものには、相対的剥奪（阿部、西村論文）、相対的貧困（阿部論文）、経済的格差（小塩、府川、西村論文）が挙げられる。平成17年度は、これらを用いた分析をすすめることによって、これらの指標の欠点・利点を洗い出し、社会的排除により適切な指標の開発の参考とした。この中で、社会的排除に、一番近い概念は、相対的剥奪の概念であろう。相対的剥奪は、人が現代社会において生活していく上で必要な複数の次元の **functioning**（具体的には、食、衣、医、住、社会生活、保障）が満たされない状態を指している。これを、単なる **functioning** の欠如と捉えるのではなく、「（個人の嗜好とは異なる）強制された欠如」と捉えることにより、相対的剥奪はより社会的排除に近い概念となる（阿部論文）。このような概念を用いて特定されたリスク・グループが、他の概念（相対的貧困、経済的格差）で特定されるリスク・グ

グループと一致していることは興味深い。これは、社会的排除の概念が、少なくとも被排除者の特定という観点からは、妥当なものであることを証拠づけよう。

E. 結論と政策的含意

欠如と「強制された欠如=排除」の一番大きな違いは、前者は、市場の自然原理により発生する残差として捉えられがちであるのに対し、後者は、排除する側（人、制度、社会）の存在を潜在的に意識している点である。社会的包摂政策を議論する際にも、被排除者を特定すると同時に、排除者が何なのかを特定し、排除者が包摂者と転ずるようにすることが必要である。従来、貧困は、市場による自然に発生する回避不可能な残差の結果と理解されることが多く、そこには、「貧困を発生させた」アクターは存在しない。そのため、貧困に対する政策も事後対処的であり、社会保障制度の残差的な場合であることが多い。しかし、社会的排除の概念は、排除の事象が、排除される側の内在的な問題に起因するのではなく、排除する側の問題にあることを示唆する。

本研究で今年度に調査設計、実施された「社会生活に関する実態調査」は、金銭的な理由のみならず、あらゆる理由による強制された欠如を調査概念とし、排除する側、そして、排除する理由をも視野にいたした調査である。換言すれば、被排除の状況を調べるのみではなく、排除する側が何なのか、どのような理由で排除するのか、といった観点をも含める調査内容となっている。調査結果の分析は、来年度を待つことになるが、本調査の分析によって、日本における社会的排除のプロセスが少なからず明らかになることが期待される。

本年度行われた研究の多くが共通して指摘するのが、排除のリスク・グループとしての若者である。若者が、相対的剥奪、相

対的貧困、経済的格差のどの指標をとっても、高いリスクを示していることは、現在の日本の社会政策で若者に対する施策が欠けていることを示していよう。

西村論文は、若年層のリスク構造において、30歳を超えた女性の支援を優先順位のトップにあげる。この世代が団塊ジュニアであり、半数が出産経験をしていないなどの指摘もある。この層が格差拡大の入り口にあり、特化した対策が必要である。一方で、菊地論文は、たいいていの国・組織において、社会的排除を「失業」と、社会的包摂を「就労」という意味に、暗黙のうちに限定して用いることが多く、政策的介入として若年層の就労促進策が取られることが多いと指摘する。しかし、一方で、このような就労一本を包摂への道と捉えることには限界があり、ベーシック・インカムなど社会保障政策として就労を給付要件としない政策を紹介している。稲田論文においても、ホームレスという異なる対象者でありながら、生活保護と公私団体による支援による包摂政策を評価している。

F. 研究発表

1. 論文発表

阿部彩(2005)「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパーNo.2005-7.

稲田七海「生活保護受給者の地域生活と自立支援—釜ヶ崎におけるサポーターハウス—の取り組み—」、『Shelter-less』No.27, pp.82-102.

稲田七海(2005)「定住地としての釜ヶ崎—「寄せ場」転換期における野宿生活者支援—」、『人間文化論叢』第7巻, pp.169-183.

菊地英明(2006)「社会的排除—包摂とは何

か？概念整理の試み」国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパーNo.2005-9.

菊地英明・金子能宏,「社会保障における住宅政策の位置づけ－福祉国家論からのアプローチ」『海外社会保障研究』第 152号, 3-17, 2005.9

2. 学会発表

阿部彩「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」社会政策学会第 111 回大会 (2005.10.8.)

阿部彩「日本における貧困の分析：相対的貧困と相対的剥奪」厚生労働省社会・援護局保護課勉強会 (2006.2.13.)

菊地英明(2005)「社会的排除－包摂とは何か？概念整理の試み」社会政策学会第 111 回大会 (2005.10.8.)

G. 知的所有権の取得状況

なし

11. 平成 17 年度 分担研究報告書

1. 日本における社会的排除指標の作成

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「日本における社会的排除指標の作成」

主任研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本年度は、社会的排除の発展途上ともいえる相対的剥奪の概念の利点・欠点を整理した上で、社会的排除の実態を測るための「社会生活に関する実態調査」の設計および調査を実施した。イギリスで発展した相対的剥奪の概念は、社会的排除の概念と同じく「強制された（人が社会で生活するために必要な）functioning を満たされない状態」を意味する。この現象をデータで捉えるためには、強制された欠如と嗜好による欠如の明確な分離を行わなければならない。また、社会的排除概念には、金銭的な理由のみならず、健康やその人の属性（性別や年齢、エスニシティなど）などの理由によって、実質的に排除されている場合も考慮しなければならない。本研究は、これらの概念に沿った調査票を設計し、社会的排除の実態を計測することを試みている。

A. 研究目的

本研究の目的は、日本における社会的包摂（排除）の事象を計量的に把握し、その指標を構築することである。本年度は、昨年度から始まった概念の整理と既存データを用いた分析をさらに推し進めるとともに、これらの成果を基に、「社会生活に関する実態調査」の調査設計および実施を行った。

B. 研究方法

社会的排除の指標作成に向けた分析として、社会的排除の理論的原型ともいえるタウンゼンド(1979)の相対的剥奪の実証分析を行った（阿部 2005）。阿部(2005)は、日本の貧困の実証研究に多く用いられる所得または消費を、統計的な相対的貧困基準（例：中央値の50%）や、生活保護制度

の最低生活費と比較して貧困か否かの判定をする手法の欠点を明らかにし、新しい貧困基準としてタウンゼンド(1979)の相対的剥奪概念を再提案する。相対的剥奪概念は、所得や消費など間接的に生活水準を推定するのではなく、実際に当該世帯が享受している生活様式を直接に測定する点で人々の直感的な貧困概念に訴えやすい。また、相対的剥奪は1次元ではなく、複数の次元における欠如（＝剥奪）を考慮する概念であるため、社会的排除のStaticな指標と捉えることもできる。本論文は、国立社会保障・人口問題研究所（2003）『社会生活調査』のデータを用いて、相対的剥奪指標を実用化し、剥奪のリスク・グループの確定、剥奪と指標の関係の分析、剥奪の要因分析などを行った。さらに、プロジェクトの一環として、OECD 研究者と意見交換・研究協

かし、5つの次元（「基本的人間ニーズ」、「耐久財の所有」、「居住環境」、「基本的社会活動」、「金銭的ストレス」）における剥奪（欠如）の状況を OECD 諸国と比較した。

これらの研究成果を基に、本年度は、「社会生活に関する実態調査」と題する調査の設計および実施を行った。調査の目的・内容の精緻化、分析方法の検討、調査地の選定、調査地自治体からのヒアリング、調査会社の選定、調査表の設計は、本研究のチーム・メンバーによる研究会によって1年をかけて行われた。その結果、首都圏のA自治体において成人男女1,600人を対象とした調査が、2月上旬から3月下旬にかけて留置方式によって行われた。

（倫理面への配慮）

データの扱いにおいては、個人情報が出漏しないように細心の注意を払うこととした。

C. 研究成果

阿部(2005)の分析から、日本において複数次元の項目を考慮した相対的剥奪指標を用いると、主にリスク・グループとして若者および「標準的なライフコースからの逸脱者」が挙げられることがわかった。年齢別にみると、剥奪指標は、20代でもっとも高く、その後減少するが、60代になって再度上昇する。しかし、高齢者と若年者の剥奪の深さと頻度をみると、両者において若者のほうが深刻であり、また、同じ所得であっても若者のほうが高く・深く剥奪状況にある。また、大多数が結婚状況にある中年期において無配偶状況にあるもの、母子世帯、傷病者をかかえる世帯などが特に高いリスク・グループと判定された。さらに、剥奪指標と所得の関係を調べると、世帯所得が400～500万円以下の世帯において剥奪指標が急増することから、日本に

においても閾値が存在することがわかった。

多次元における欠如（剥奪）状況についての、OECD 諸国と日本の国際比較では、日本は、所得からみた相対的貧困率においては、先進諸国の中ではアメリカに次ぎ高い率を示しているものの、実際の物的な剥奪（欠如）率では必ずしも高い数値を示していないことがわかった。特に、「基本的人間ニーズ」、「耐久財の所有」の剥奪率は OECD 平均より低い値となった。しかし、「居住環境」、「基本的社会活動」、「金銭的ストレス」の3次元においては、OECD 平均より低い剥奪率であることがわかった。本研究結果は、近刊の OECD のワーキング・ペーパーに反映される。

D. 考察 と E. 結論と政策的含意

阿部(2005)で用いられた剥奪指標の概念は、人が現代社会で生活していくために必要な複数の次元の functioning（食、衣、医、住、社会生活、保障）が満たされない状況をしている。これらは社会的排除の次元ともオーバーラップしており、基本的には、社会的排除と同じ状況を表す概念だといえよう。剥奪の概念は「強制された欠如」であり、本人の嗜好（プレファレンス）による欠如は除外されている。社会的排除の概念も同様に「強制された欠如＝排除」を意味する。これは、社会的排除における他発的要素を表している。つまり、排除される人々がいるということは、排除をする側（人、制度、社会）の存在があることを、社会的排除概念は暗黙に示唆しているのである。従来の貧困は、市場よる自然に発生する回避不可能な残差の結果と理解されることが多く、そこには、「貧困を発生させた」アクターは存在しない。そのため、貧困に対する政策も事後対処的であり、社会保障制度の残差的な場合であることが多い。しかし、社会的排除の概念は、排除の事象が、

排除される側の内在的な問題に起因するのではなく、排除する側の問題にあることを示唆する（この点は、実際の社会的排除の論争の中でも必ずしも理解されていない―菊地論文参照）。

排除する側、そして、排除する理由は何なのであろうか。イギリスの Poverty and Social Exclusion Survey では、排除される理由として「金銭的な理由による欠如」が前面に出されており、他の理由（例えば、健康やその人の属性など）による欠如は考慮されていない。そこで、本研究で今年度に調査設計、実施された「社会生活に関する実態調査」は、あらゆる理由による強制された欠如を調査概念としている。換言すれば、被排除の状況を調べるのみではなく、排除する側が何なのか、どのような理由で排除するのか、といった観点をも含める調査内容となっている。調査結果の分析は、主に平成 18 年度に行われる。

F. 研究発表

1. 論文発表

阿部彩(2005)「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」国立社会保障・人口問題研究所ディスカッション・ペーパー No.2005-7.

2. 学会発表

阿部彩「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」社会政策学会第 111 回大会 (2005.10.8.)

阿部彩「日本における貧困の分析：相対的貧困と相対的剥奪」厚生労働省社会・援護局保護課勉強会 (2006.2.13.)

G. 知的所有権の取得状況

なし

「社会生活に関する実態調査」実施状況

阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所）

大石亜希子（同上）

西村幸満（同上）

菊地英明（同上）

後藤玲子（立命館大学）

平成16（2004）年3月31日

I. 概要

本調査の目的は、日本における社会的排除について統計的検証が可能なデータを構築し、社会的排除の実態を明らかにするとともに、その要因についての仮説の構築およびその検証を行うことである。本調査については、平成16年度より本研究プロジェクトのメンバーからなる研究会を立ち上げ、外部専門家のヒアリング、他調査に基づく実証分析などを通じて、社会的排除の諸相についての見地を深めた。平成17年度は、調査方法および分析方法の再検討、調査地の選定、調査の委託先の選定、調査票の検討、および調査の実施を行った。以下に、その主な内容を示す。なお、調査は2月下旬から3月中旬にかけて実施された。暫定的な調査結果は、別添1に示す。

II. 調査方法・調査地の選定

調査費に充当できる研究費の規模を考慮し、調査対象者を抽出する調査地区を全国に広げるのではなく、1カ所に絞ることとなった。調査地区は、調査チーム・メンバーの多くが居住する首都圏に絞り、数カ所の候補地が挙げられた。その結果、チーム・メンバーに

馴染みが深く、低所得層が比較的が多いと考えられるA地区が選出された。調査対象者は、A地区の住民基本台帳から無作為抽出された1,600名である。調査では、調査対象者個人の情報のみならず、この個人が属する世帯の情報も尋ねるため、調査対象は世帯から一人とした。調査は、その内容が多岐にわたり、また個人情報も含まれることから、留め置き方式とした。調査票の回収の際には、回答者が調査票に封をして調査員に渡すこととし、個人情報の流出の予防に努めた。調査に応じてくれた世帯には、500円の図書券を謝礼として支払っている。

III. 調査項目の検討

確定した調査票は、別添1の通りである。調査票の設計には、以下の点に留意して行われた。

1) 具体的な社会的排除・包摂の指標を構築。社会的排除の側面として以下を考慮。

社会的排除の次元：(青字以外はすべて本人)

- ① 相対的剥奪(社会的必需項目18項目) proportional relative deprivation index
- ② 社会保障制度からの排除(年金→加入と受給権(みこみ?)、
医療→加入とアクセス、雇用保険→加入と受給暦、
生保・児童手当・児童扶養手当・障害年金等→受給)
- ③ 労働(現在の職→形態・地位、転職暦、解雇暦)
- ④ 社会ネットワーク(コミュニケーションの欠如、社会的サポートの欠如)
- ⑤ 社会生活(選挙、社会活動の欠如)
- ⑥ 住宅(賃貸形態、家賃の滞納)
- ⑦ financial stress(毎月の赤字、借金)

2) 現在の社会的排除の状況と過去との関連を明らかにするために、回顧データを含める
(子供期の状況、失業・解雇歴、病歴、『貧困』の経験など)

3) 国際比較可能なデータの構築。特に、OECDのMaterial Deprivationについてのワーキング・ペーパー、ECHP(European Community Household Panel)、イギリスのPSE(Poverty and Social Exclusion Survey)を用いた社会的排除の分析との比較可能性を追求。

4) 教育・所得など、従来の調査では把握されてこなかった項目をも含める

IV. 分析手法の検討

データを用いた分析は、平成18年度に行われる予定である。平成17年度は、分析の内容と方法について、各チーム・メンバーによる検討が行われた。主な分析内容は以下の通りである。

① 社会的排除指標の構築

社会的排除指標を構築し、年齢別・性別・所得階級別・世帯類型別など属性に区切った平均社会的排除指標（頻度・深さ）のクロス表を用いた分析を行う

② 社会的排除指標と現在または過去の状況の要因関係の分析

現在の社会的排除の複合変数 $\ast = f$ （現在の変数、過去の変数）

被説明変数＝社会的排除指標（二値変数、深さ）

説明変数；

- ・（現在）所得、本人属性、世帯属性、
- ・（過去）教育、労働の不安定性、Major Eventの有無（「通常のライフコースからの逸脱」＝離婚・傷病・離職？）、最初の職、15歳時の家庭の状況

現在の社会的排除の各次元 $= f$ （他の社会的排除の次元）

e.g. 社会ネットワーク複合変数 $= f$ （所得、労働、制度からの排除）

③ 社会的排除の duration analysis

社会的排除を、社会的不利益の蓄積のプロセスと捉え、その不利益の蓄積と現在の社会的排除状況との関係を分析

現在の社会的排除の複合件数 $= f$ （過去からの蓄積変数）

- ・ サンプル＝女性と男性を分割、場合によっては年齢層で分割（過去からの不利益の蓄積）不安定雇用の期間（既婚の場合は結婚してからの配偶者の雇用歴も考慮）、major eventsからの期間（離婚、傷病、転職）－major eventsから時間の経過とともに社会的排除の度合いが低くなる？サンプル数がとれるかどうか疑問。

④ 年齢層を区切った分析

特に若年層（青年層）の教育・就業状態を考慮して社会的排除の現状と要因を分析

⑤ 社会関係資本論に基づいた分析

他人とのコミュニケーション、社会への関わり等社会関係資本論（社会資本＝信頼、規範、ネットワーク）と関連する項目の分析

⑥ ローカルな公共的相互性の芽生えに関する分析

資本主義と市場の論理と倫理が貫徹した公的システムでは解決できない問題に対処できるような、市場とは異なる論理と倫理をもった仕組みの可能性を分析

⑦ Multi-dimensional well-being の分析

「Well-being」という観点から、所得水準のみならず、健康、幸福感などを多分野のWell-beingの分析を行う

社会生活に関する実態調査

ご記入にあたってのお願い

- ・私どもは、国立社会保障・人口問題研究所を中心とした研究プロジェクトで、厚生労働省の研究助成を受けて、望ましい社会保障制度のあり方について研究しています。
- ・この調査は、みなさまの日々の暮らしについてアンケート方式でおうかがいし、人々の生活感や困っていることを調査するものです。調査の結果は報告書として厚生労働省に提出され、今後の政策に反映する基礎資料となります。あなた様の率直なご意見をお聞かせください。
- ・あなた様ご自身やご家族のことなどについて少し立ち入ったこともお聞きしますが、**調査票は無記名で回収し、回答はすべて数字の形で統計的に処理をいたしますので、お名前などが出ることはありません。**回答によってご迷惑をおかけすることは一切ないことをお約束いたします。ぜひ、ありのままをお答えいただきますようお願いいたします。
- ・あなた様にご協力をお願いするようになりましたのは、統計学の理論に従って無作為に選ばせていただいた結果です。
- ・ご記入は、黒の鉛筆、ボールペンなどをお願いいたします。
- ・質問番号順にお答えください。質問の中には、一部の方だけにだけおたずねする部分もありますが、その場合は指定された方法に従ってお答えください。
- ・お答えは、あてはまる回答についている数字を○で囲んでいただく場合と、カッコや四角の中に具体的に記入していただく場合があります。
- ・なお、1, 2, 3, 4などの選択肢の番号や、欄外の⑬⑭などの記号は、コンピュータで処理するときの記号です。お気になさらずにお答えください。
- ・(○は1つだけ) と表示されている質問では、○はひとつだけにしぼってお答えください。

ご記入いただきました調査票は 日 時ごろ

調査員の がいただき
きにありがとうございますので、よろしく
お願いいたします。

第 8297 号 2006 年 2 月

支局番号		地点番号			点検者名

① ② ③ ④ ⑤

〈調査企画〉「社会生活に関する実態調査」研究会
〈調査実施〉社団法人 中央調査社

まずはじめに

問1 あなたの年齢と性別を教えてください

(1) 年 齢

歳

⑪⑫

(2) 性 別

1 男 性

2 女 性

⑬

問2 あなたの現在のご職業についておうかがいします。現在のご職業は次のどれにもっとも近いですか。一つに○をしてください。

- | | |
|--|--|
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 1 民間企業の正社員
 2 公務員などの正職員
 3 契約社員・派遣社員
 4 パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
 5 自営業（家族従業者を含む）
 6 自由業
 7 その他の働き方をしている </div> | 8 専業主婦（主夫）
9 学生・生徒
10 引退した
11 就職活動中
12 その他無職 |
|--|--|

⑭

【問2で「1」から「7」と答えた方に】

問2-1 お仕事の内容はつぎのどれにもっとも近いですか。（○は1つ）

- 1 管理的職業（会社・官庁・団体などの役員、管理職（30人以上規模の課長相当職以上）など）
- 2 専門的職業（弁護士、医師、教師、公認会計士など資格職業、研究者、通訳・翻訳家、芸術家など）
- 3 技術的職業（エンジニア、情報処理技術者、技師など）
- 4 事務的職業（会社・官庁・団体の事務職員など）
- 5 販売・サービスの職業（店員、販売員、ウエイター・ウエイトレス、コック、集金人、理容師・美容師、接客業など）
- 6 技能的職業（熟練工、整備工、大工など）
- 7 保安的職業（自衛官・警察官・消防士、警備員、保守関連職など）
- 8 生産工程・運輸職（工場労働者、運転手、雇用されている農林漁業従事者など）
- 9 作業労働職（建設作業員、土工、荷物運搬・配送・集配、日雇い職など）
- 10 その他の仕事

⑮